

介護保険 主治医意見書の 記載について留意事項

民生局福祉こども部
介護保険課 認定係
令和8年3月作成

介護保険の概要

●対象

⇒65歳以上の人もしくは、40歳から64歳で特定疾病(3ページ参照)に該当する人

1号被保険者

2号被保険者

●利用できるサービス

⇒訪問介護、デイサービス、ショートステイ、福祉用具のレンタル、住宅改修等の在宅サービス
特別養護老人ホームや老人保健施設への入所等の施設サービス

介護サービスを利用するには
「要介護認定」が必要

2号被保険者について

- 2号被保険者とは

⇒特定疾病に該当する40歳から64歳の人

- 特定疾病とは

⇒加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす16の疾病

特定疾病

- ・がん(末期)
- ・関節リウマチ
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・後縦靭帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗鬆症
- ・初老期における認知症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症
- ・脊柱管狭窄症
- ・早老症
- ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
および糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節または股関節に
著しい変形を伴う変形性関節症

要介護認定までの流れ



傷病に関する意見の記載ポイント

1. 傷病に関する意見

(1) 診断名（特定疾病または生活機能低下の直接の原因となっている傷病名については1.に記入）及び発症年月日

1. _____	発症年月日	(昭和・平成・令和	年	月	日頃)
2. _____	発症年月日	(昭和・平成・令和	年	月	日頃)
3. _____	発症年月日	(昭和・平成・令和	年	月	日頃)

(2) 症状としての安定性 安定 不安定 不明
(「不安定」とした場合、具体的な状況を記入)

(3) 生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容
〔最近（概ね6ヶ月以内）介護に影響のあったもの 及び 特定疾病についてはその診断の根拠等について記入〕

- 生活機能低下等、直接の原因となっている傷病名を診断名の一番上に記載。
- 傷病の経過や投薬内容を含む治療内容を簡潔に。
(例)在宅酸素○リットルなど
- その他生活機能低下を引き起こす要因があれば具体的に。
(例)入院、配偶者の死別など
- 病院内の複数の科にかかっている場合は他科の情報も。

2号被保険者の傷病に関する意見の記載ポイント

1. 傷病に関する意見

(1) 診断名（特定疾病または生活機能低下の直接の原因となっている傷病名については1.に記入）及び発症年月日

1. _____	発症年月日	(昭和・平成・令和	年	月	日頃)
2. _____	発症年月日	(昭和・平成・令和	年	月	日頃)
3. _____	発症年月日	(昭和・平成・令和	年	月	日頃)

(2) 症状としての安定性 安定 不安定 不明
(「不安定」とした場合、具体的な状況を記入)

(3) 生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容
〔最近（概ね6ヶ月以内）介護に影響のあったもの 及び 特定疾病についてはその診断の根拠等について記入〕

- 特定疾病を診断名の一番上に記載。
- 特定疾病の診断上の根拠となる所見。

※注 特定疾病の記載がないと審査対象となりません

特記すべき事項の記載ポイント

5. 特記すべき事項

要介護認定及び介護サービス計画作成時に必要な医学的なご意見等を見守りに影響を及ぼす疾病の状況等の留意点を含め記載して下さい。特に、介護に要する手間に影響を及ぼす事項について記載して下さい。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載して下さい。（情報提供書や障害者手帳の申請に用いる診断書等の写しを添付して頂いても結構です。）

（令和3年度改訂版）

- 患者の固有の介護の手間やサービス提供時の留意点を明確に記載。
- 選択式では表現しきれなかった内容など。

記載例

① 下肢筋力の低下による転倒リスクがあり、見守りを要する状態。デイサービス等での運動を進めている。認知機能低下はほとんどなく、日常の判断能力は自立している。

② 腹痛発症後、日常生活動作が徐々に困難になっている。認知症の診断有無は当院では不明だが、難聴もあるためか、ここ1年ほど受診時の受け答えがあやふやになってきており、家族いわく、服薬忘れも多くなっているとのこと。

まとめ

- 介護保険のサービスを利用するには介護認定が必要
- 介護認定の判定には主治医意見書が重要
- 主治医意見書の記載のポイントは3つ
 1. 生活機能低下の直接の原因となる傷病の経過や投薬・治療内容を簡潔に
 2. 患者の固有の介護の手間やサービス提供時の留意点を明確に
 3. 2号被保険者の意見書は特定疾病の記載が必須